

学生の課外活動への支援策

広島大学の教育の振興に資するために、課外活動を行う団体・個人に対して次のとおり援助し、スポーツ及び文化活動の健全な発展を促進することを目的とする。

1. 援助の種類

- ① 遠征援助
- ② 奨励援助

2. 援助の基準

① 遠征援助

ア 地区予選等を経て全国・世界的規模の大会等へ参加するため、県外への遠征に係る旅費に対する援助及び参加のための必要経費（用具運搬等）に対する援助（連盟・協会等から全額支給される場合は除く。）

- 団体として参加する場合：上限 20 万円（※海外 30 万円）
- 個人として参加する場合：上限 5 万円（※海外 10 万円）

イ 上記大会への参加費に対する援助

- 必要経費（上限 10 万円）

ウ 上記大会へ大学からの依頼により参加する体育会応援団等の、県外への遠征に係る旅費に対する援助

- 上限 10 万円

② 奨励援助

ア 体育系

体育系の課外活動における大会へ参加し、「全国・世界規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた団体または個人に対する奨励金

- 団体：上限 10 万円（※海外 20 万円）
- 個人：上限 5 万円（※海外 10 万円）

イ 文化系

文化系の課外活動における大会・コンクールへ参加し、「全国規模のコンクール等で高い評価及びそれに準じる評価」以上の成績を得た団体または個人に対する奨励金

- 団体：上限 10 万円（※海外 20 万円）
- 個人：上限 5 万円（※海外 10 万円）

3. 援助の対象

校友会会員である広島大学の学生であること。

4. 締切日現在の校友会入会率が学部生の平均に満たない団体については、標準査定額から、10%を減額する。